

津市営浄化槽改造費助成金交付要綱

令和6年3月27日津市上下水道事業訓第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営浄化槽の計画的な整備を促進することにより、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るとともに、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に資するため、津市上下水道事業の事務の執行に関する規程（平成18年津市水道事業管理規程第4号）の規定により準用する津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）の規定に基づき助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生活扶助を受けている者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている世帯の世帯主をいう。

2 この要綱において「低所得者」とは、助成金の交付を受けようとする年度における市民税及び県民税非課税世帯の世帯主をいう。

(名称)

第3条 第1条の助成金は、「市営浄化槽改造費助成金」（以下「助成金」という。）と称する。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市営浄化槽の整備の対象となる区域において、くみ取便所を水洗便所に改造する工事及び既設単独処理浄化槽を撤去する工事並びにこれらと同時に施工する排水設備工事（以下「改造工事等」という。）を行う者
- (2) 生活扶助を受けている者又は低所得者
- (3) 市税を滞納していない者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 生活扶助を受けている者 改造工事等に要する費用（生活保護法第14条第2号に規定する住宅扶助を受けた費用を除く。）

- (2) 低所得者 改造工事等に要する費用から津市営浄化槽転換補助金交付要綱（令和6年津市上下水道事業訓第1号）による市営浄化槽転換補助金の交付額を控除した額の10分の1に相当する額（当該額が35,000円を超えるときは、35,000円）
- 2 前項各号の規定による助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改造工事等に着手する日の10日前までに、市営浄化槽改造費助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 世帯全員の市・県民税所得課税証明書
- (3) 世帯全員の市税納税証明書
- (4) 改造工事等に要する費用に係る見積書の写し
- (5) 排水設備新設等計画承認申請書（津市営浄化槽条例施行規程（令和6年津市上下水道事業管理規程第7号）第7号様式）の写し
- (6) 排水設備調査図面の写し
- (7) 位置図

（交付の適否の決定）

第7条 管理者は、前条の規定による提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の適否を決定し、その結果を市営浄化槽改造費助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、管理者は、生活扶助を受けている者に対する交付を決定するときは、社会福祉事務所長と協議するものとする。
- 3 管理者は、第1項の規定による決定に際し、必要な条件を付すことができる。

（助成金の支払）

第8条 助成金は、次に掲げる方法により支払うものとする。

- (1) 生活扶助を受けている者に対する助成金は、改造工事等の検査終了後、当該工事施工者に直接支払うものとする。
- (2) 低所得者に対する助成金は、改造工事等の検査終了後、当該低所得者に

支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓の施行前に津市営浄化槽改造費助成金交付要綱（平成27年津市訓第44号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第1号様式（第6条関係）

市営浄化槽改造費助成金交付申請書

年　月　日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒)

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

次のとおり改造費の助成金の交付を受けたいので申請します。

施設区分	<input type="checkbox"/> くみ取便所	<input type="checkbox"/> 浄化槽撤去
工事場所		
工事施工者		
工事金額		
添付書類		

※ 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第7条関係）

市営浄化槽改造費助成金交付決定（却下）通知書

津市指令（記号番号）

年　月　日

（氏　名）様

津市上下水道事業管理者　（氏　名）印

年　月　日付けで申請のあった市営浄化槽改造費助成申請について、市営浄化槽改造費助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	交付決定	・	却下
助 成 金 額	金	円	
却 下 理 由			